

山梨労働局発表  
令和4年11月30日(水)

報道関係者 各位

## 山梨県の特定（産業別）最低賃金が変わります！ ～山梨労働局長が改正決定し、官報に公示しました～

- 1 山梨労働局長（局長 生方 勝）は、山梨県の特定最低賃金における「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」については令和4年11月25日に、「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については同月30日に、それぞれ次のとおり改正決定し、同日付けの官報に公示しました。（別添1、2参照）

山梨県特定 最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 959円	効力発生日 令和4年12月30日
	自動車・同附属品製造業	時間額 961円	効力発生日 令和4年12月25日

- 2 山梨県特定最低賃金の引上げ額は「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については1時間当たり25円（引上げ率2.68%）、「自動車・同附属品製造業」については1時間当たり23円（同2.45%）となります。（別添3参照）
- 3 特定最低賃金の適用者を除く、県内すべての産業・労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、令和4年10月20日から「1時間898円」が適用されています。（別添4参照）
- 4 山梨労働局では、今後も最低賃金額を広く周知するため、関係事業者、県、市町村、事業者団体、労働団体、教育関係機関等に広報等の依頼を行うとともに、管下労働基準監督署による履行確保の徹底を図って行くことにしています。

なお、山梨県内の事業場においては、各最低賃金の発効日以降、同金額以上の賃金を支払わなければ、法違反になります。

## 【参考】

### 1 審議の経過

山梨労働局では、「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」については令和4年10月26日に、「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については同月31日に、山梨地方最低賃金審議会から上記1のとおり、1時間当たりの時間額を引き上げる内容の答申を受け、各答申日付けで最低賃金法第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）により答申内容の要旨を公示しました。

その後、締切日である11月10日及び同月15日までに異議の申出がなかったため、山梨地方最低賃金審議会の答申どおりの時間額とする改正決定を行い、上記1のとおり官報に公示しました。これにより、上記1の最低賃金額はそれぞれの効力発生日から適用されることとなります。

## 【添付資料】

- 別添1 山梨労働局最低賃金公示第2号（山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定）
- 別添2 山梨労働局最低賃金公示第3号（山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業製造業最低賃金の改正決定）
- 別添3 山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移
- 別添4 山梨県最低賃金改定リーフレット

## 最低賃金の改正決定に関する公示

### 山梨労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和4年11月25日

山梨労働局長 生方 勝

第4号中「1時間938円」を「1時間961円」に改める。

## 最低賃金の改正決定に関する公示

### 山梨労働局最低賃金公示第 3 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 30 日

山梨労働局長 生方 勝

第 4 号中「1 時間 934 円」を「1 時間 959 円」に改める。

## 山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移

最低賃金件名	年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	項目															
<b>【地域別最低賃金】</b>																
山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間額	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898
	引上額	11	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	29	32
	引上率	1.65	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.46	3.70
<b>【特定最低賃金】</b>																
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (新設:昭和63年)	時間額	779	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959
	引上額	9	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	21	25
	引上率	1.17	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.30	2.68
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 (新設:平成元年)	時間額	788	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961
	引上額	10	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	20	23
	引上率	1.29	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.18	2.45

# 山梨県の最低賃金

山梨県内で働く労働者には、下記の最低賃金が適用されます。

	最低賃金件名等	時間額	効力発生日
山梨県最低賃金	山梨県内で働く常用・臨時・パートなど全ての労働者に適用されます。但し、下記の2業種は該当する特定最低賃金が適用されます。	<b>898円</b>	令和4年10月20日
特定最低賃金	山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>959円</b>	令和4年12月30日
	山梨県自動車・同附属品製造業	<b>961円</b>	令和4年12月25日

次の手当等は最低賃金に算入しません。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 | ②時間外・休日・深夜手当         |
| ③臨時に支払われる賃金      | ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 |

特定最低賃金の適用の範囲及び適用除外は以下のとおりです。

## 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

適用の範囲	(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業 (3)情報通信機械器具製造業 (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
適用の除外	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ①清掃又は片付けの業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務 ③手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

## 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

適用の範囲	(1)自動車・同附属品製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
適用の除外	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ①清掃又は片付けの業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レットル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。) ③手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

特定の許可を受けた者については、最低賃金の減額特例が認められます。

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、最低賃金の減額の特例許可が個別に認められています。

### お問い合わせ先

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢655-50	(0556-22-3181)

# 賃金引き上げを支援する制度について

## 業務改善助成金（通常コース）のご案内

業務改善助成金「通常コース」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。

事業内最低賃金  
引き上げ



設備投資等  
機械設備、コンサルティング  
導入、人材育成・教育訓練



費用の一部  
を助成

原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いました。その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 通常コース [検索](#)



## 業務改善助成金（特例コース）のご案内

業務改善助成金「特例コース」は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いました。

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 特例コース [検索](#)



### お問い合わせ先

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

#### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

山梨働き方改革推進支援センターでも、業務改善助成金の申請に関する相談について支援しています。

山梨働き方改革推進支援センター 【中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F】

電話番号：0120-755-455（受付時間 平日 9:00～17:00）

【相談方法：電話、窓口相談のほか企業を訪問しての支援も行っています】

交付申請書等の提出先：山梨労働局 雇用環境・均等室  
甲府市丸の内1-1-11 TEL 055-225-2851

山梨県貴金属製品製造業最低工賃が改定されています。（改正）令和4年3月23日発効

品目	作業工程	金額	
ピアス（プレス製に限る）	ろう付け	1か所につき	8円
	石留め（爪留め）	1個につき	12円
リング、ペンダント、ブローチ、イヤリング、ピアス	ワックスパターン取り （ゴム型に中子が発生しないもの）	1個につき	8円

備考 品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。

上記以外に山梨県電気機械器具製造業最低工賃及び山梨県婦人服製造業最低工賃が定められています。詳しくは山梨労働局賃金室（TEL 055-225-2854）までお問合せください。